No.80

ファーム栗の木 家族会ニュース

令和8年2月

立春も過ぎ、このニュースがお手元に届くころにはバレンタインも終わっていることでしょう。珈琲片手にそのチョコレートを食み、ほっとしたひと時を愉しみながら読んでいる会員の皆様を想像しています。未だ寒気が残る時期ですが、どうぞお身体をご自愛くださいませ。

お知らせ1：家族会費などの納入の再度のご案内

12 月号でご案内しましたが、お忘れの方がおられたら、会費の納入をよろしくお願いします。 家族会会長

お知らせ2：アンケート送付の再度のお願いです

12 月号でご案内したアンケートですが、お忘れでしたら、ぜひ 送付をお願いします。

皆さんがどのようにお過ごしされているか、会内で共有して、今後の参考にしたいと思います。

無記名で、書けるところだけで結構ですので、よろしくお願いします。 家族会会長

【報告】佐藤所長の成年後見制度の出前講座

1 月の定例会にて千葉市社会福祉協議会内の成年後見支援センターより、佐藤所長をお迎えし、「成年後見制度の理解を深めましょう」とのテーマで講演を開催。

1. 成年後見制度の概要（法定制度・任意後見制度）
2. 成年後見人に対する報酬
3. 成年後見制度は改正される？
4. 事前質問に回答

千葉市成年後見支援センターでは、成年後見制度に関する事業と福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）を担っています。成年後見制度の紹介や案内の他に、市民後見人養成事業も行っています。利用するには家庭裁判所に申し立てが必要です。

また、成年後見人に対する報酬の負担が困難な方には助成制度があります。（千葉市成年後見制度利用支援事業）さらに、現行の法定後見制度は国連からの指摘を受け、様々な課題について見直し議論が進んでいます。今後は地域福祉の場でどのような連携・協力体制を構築すべきかと検討が諮られているそうです。

個人的にはこちらの経過が気になるところです。

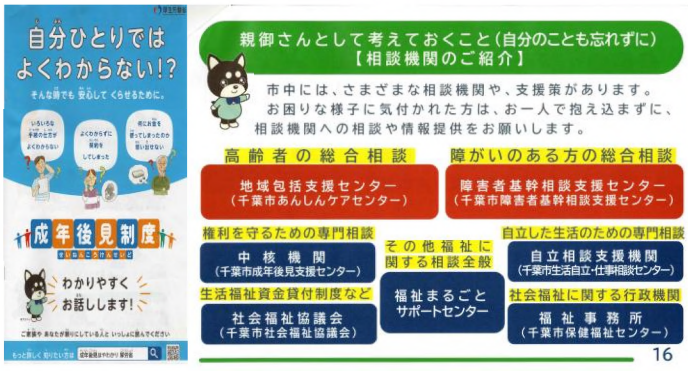

１月の定例会 フォットギャラリー

去る 11 月 5 日に開催された心の健康フェアにて当会が知事表彰を受賞。当日出席できなかった貫井会長に、表彰状と記念品の贈呈式を行いました。

講演してくださった佐藤所長と家族会の皆さん

熱心に学んでいる様子。質問も盛んにあり。ご自分の終活のことも忘れずに。こちらが最優先かと・・。

資料を多めに頂戴しましたのでご希望の方はお申し出ください。（半澤記）

3 月の定例会でお渡しできますよ。

【出前講座：事前質問に対する佐藤所長の回答を掲載します】

Q-1：後見制度はどんな人が対象ですか？

A：　借金・相続・契約・保証人　などの法的手続きが困難な人が対象になっている。
（詳細は、別紙の通り、程度によって、軽い順から、**補助・保佐・後見の３類型**となっている）

Q-2：千葉市・千葉県で、何人ぐらいが、後見制度を利用していますか？

A：千葉市は約１，７００人、千葉県は、約１２，０００人です。詳細は別紙。
（主な原因：認知症６２％、知的障害１０％、統合失調症９％、その他１９％）
（主なキッカケ：預貯金の管理・解約、身上保護、介護保険契約、不動産処分、相続）

Q-3：本人の理解力を、裁判所はどのようにチェックしますか？

A：別紙・**本人情報シート**（身体機能・認知機能・日常の意思決定、金銭管理、申し立てについてどの程度理解しているか、など）を福祉関係者が作成し、それをもとに別紙：医師が**診断書**（医学的診断・判断能力について、など）を作成。共に家庭裁判所に提出し審理されます。

Q-4：同居している子供に、家や預貯金を残してやりたいが、良い方法がありますか？

A：本人の理解力がない場合に制度を利用して、サポートすることはできます。

Q-5：法定後見制度と任意後見制度の一番の違いは何ですか？

A：（詳細別紙）：　（誰が後見人を選ぶか）（誰が後見人を監督するか）（誰が報酬額を決めるか）

【法定後見】	家庭裁判所	家庭裁判所	家庭裁判所
【任意後見】	本人	監督人	本人/監督人は家裁

Q-6：任意後見人に、親や親族がなれますか。報酬はどうなりますか？

A：なれます。法定後見人の報酬は通常月額 2-3 万円ですが、任意後見人は無報酬でも可能。

Q-7：金銭管理で、後見制度と日常生活自立支援事業との一番の違いはなんですか？

A：日常生活自立支援事業では、スタッフは、あくまで本人の意向に基づき金銭管理を行う。
例えば、使いすぎたりした場合でも、アドバイスは出来るがそれ以上は出来ない。
法定後見では、金銭管理は裁判所の管理のもとに、適正な管理を行う。

★アンケートが届いた中から、お二方の家族の声をご紹介します★ 内容は昨年末時点のことです。

家族の手記　Ｕさんから

家内が少しおかしいと思い始めてからもう 20 年になります。私が今年になって仕事を完全にやめて家にいて様子を見ているせいか以前のように外に出て怒鳴ることはほとんどなくなりました。が、時々外で声がする幻聴がありそれに対し怒ります。

私が生きている間は良いですが、妻一人になった時生きて行けるか心配です。妻は一度も医者に診てもらっていません。（本人病気でないと言う）何とか受診させたいと思うが、どうやって治療に繋げるか、事例があったら教えて欲しい。家族会でも相談員でも親身に相談していただきたい。

家族の手記　Ｔさんから

２年前までは玄関から外に出られる日が年間で 5 日位でした。2025 年は親と三人で早朝のウオーキング、自転車を楽しむ、コンビニへ買い物、筋トレととっても良い日が 100 日位あったでしょうか。親は来年 80 才になります。車もあと２年位でしょう。そうすると病院へも電車・バスで行かなければなりません。そんな事から本人も早く GH に入りたい、千葉に住みたいと思っています。でも同じ薬を飲んでいても日常がころころ変わります。それでも前から見ると少しずつ前進出来ています。希望を持って待つことが出来ます。

（中略）親は本当に苦しんでいます。しかし子供はもっと悩み苦しんでいます。患者一人一人の苦しみが国に届くようなことを家族会で計画し共に考えていきたいと思います。
家族会には本当にお世話になっています。感謝しています。

令和８年度の家族会の日程についてご案内します

現在、家族会の日程を下記の通りに予定しております。　これは本年４月以降の計画です。

定例会（確定ではありません詳細は追って）：奇数月　第１日曜日　13:00～　2F 談話室にて

談話会（これは令和７年度と同じです）　：偶数月　第２水曜日　13:00～　別館にて